

企業パワーアップ資金 【協調支援型特別保証】

この資金の特徴

- ☑ 国の全国統一制度である協調支援型特別保証制度を利用する方向けの資金です。
- ☑ 県制度融資だけでなく、複数の借入金の本格化を図ることも可能です。
- ☑ 金融機関と連携して経営改善計画を策定します。

次のような方が対象です

- 申込金融機関から本資金の実行と原則同時に本資金融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けたい。
- 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告をした。

融資条件

	設備資金	運転資金
限度額	2億8,000万円	2億8,000万円
	設備・運転併用の場合は、合計2億8,000万円	
利率	指定取扱金融機関の所定利率	
期間・償還方法	1年超10年以内 据置1年以内 元金均等月賦償還	
担保	取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保証人	個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度の要件を満たし、経営者による保証の提供を希望しない場合は不要	
信用保証	付する(保証料 年0.45%～1.90%以内) 融資対象者1①の場合：保証料の1/3相当額の補助があります。 融資対象者1②の場合：保証料の1/4相当額の補助があります。 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乘せとなる	

資金使途

設備資金	運転資金
機械設備の購入等に必要資金	商品仕入れや外注費支払い等に必要資金 (借換えのための資金を含む。)

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金
- × 借入金の返済のみに充てる資金、納税に充てる資金、転貸資金 等



融資については指定取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。

融資対象者

企業パワーアップ資金【協調支援型特別保証】は、次の全てに該当する中小企業者（個人、会社、NPO法人等）を対象としています。

1 ①～②のいずれかに該当する。

（国の全国統一制度である協調支援型特別保証制度を付すものに限る）

① 申込金融機関から保証協会の協調支援型特別保証制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けたもの。

② 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告をしたもの。

2 信用保証対象業種[一般にいう商工業者のほとんどが対象となりますが、原則として農林漁業、金融業（一部例外あり）、学校法人、宗教法人等は対象となりません。]を営んでいる。

3 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。

（県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。）

4 事業税等を滞納していない。

5 事業に必要な許認可等を取得している。 等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書（県所定様式1-2）	・受付機関にて配布、もしくは県HPからもダウンロードできます 県HP https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/07j-forms.html
事業税の納税証明書等	・事業税の税額等の証明又は滞納がないことの証明 ・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等
最新2期分の確定申告書（決算書）の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書（ひな形：県所定様式28）	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し等（設備資金の場合）	・見積書、カタログ等の資金用途が分かる資料
本資金の利用に係る必要書類	・保証協会が提出書類として定める申込人資格要件申告書兼誓約書 ・保証協会が提出書類として定める経営行動計画書（融資対象者1②の場合）
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書 等 ・事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき保証人による保証の提供を希望しない場合は保証協会所定の「『事業者選択型経営者保証非提供制度』要件確認書兼誓約書」 ・経営者保証を提供する場合は、保証協会所定の「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受付場所 及び 取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内に所在する本支店

※日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取り扱いができません。

お問い合わせはこちらまで

- ・取扱金融機関
- ・埼玉県産業労働部金融課 企画・制度融資担当
電話：048-830-3801・3803
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎5階



詳細につきましては、県金融課ホームページをご覧ください。 [埼玉県制度融資](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/)で検索

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>